

財務省告示第八十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年二月二十九日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二			
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子		
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	株式会社かんぽ生命保険による引受け	額面金額で四百二十一億円	四百十九億四千八百四十四万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十年二月二十九日	額面金額百円につき九十九円六	十四銭	年二パーセント	株式会社かんぽ生命保険代表執

の 払 込 み

行 役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を
第 十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い
込 む も の と す る 。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{71}{365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 三 十 九 年 十 二 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 所 支 日

平 成 二 十 年 二 月 二 十 九 日

十 八 払 込 期 日